三郷町導入促進基本計画

１　先端設備等の導入の促進の目標

（１）地域の人口構造、産業構造及び中小企業の実態等

三郷町の人口推計を見てみると総人口は昭和45年（1970年）から昭和60年（1985年）まで急激に増加し、平成７年（1995年）の24,165人をピークに以降

は徴減・横ばいの状態で推移している。近年においては、平成17年（2005年）から平成26年（2014年）にかけては微増で推移しているが、平成30年（2018年）は、23,131人であり減少傾向となっている。

　そのような中、生産年齢人口の推移は、平成7年（1995年）の16,857人をピークに平成30年（2018年）には、20.8%の減少となる13,341人であり、今後もその傾向は続くことが想定される。

一方、老齢人口は平成２年(1990年)以降増加が続いており平成30年では人口の約30%となる6,917人にも及んでおり、今後も引き続き増加傾向になることが予想される。

現在、町内企業の９割が中小企業者であり、なかでも卸売り、小売業が町内事業所の４割を占め本町の経済、雇用を支えていたが、近年、生産年齢人口減少に伴う後継者不足や高齢化により年々廃業に追い込まれていく状況であり、地域経済の縮小、人材の流出や活力の減退など、さまざまな悪影響を生み出す傾向にある。その現状に歯止めをかけるために、基盤を構築し引き継ぎたいと思えるような企業へと、町全体を活気付けて行く事が大きな課題である。

そこで三郷町では、中小企業の多種多様な生産成長発展及び振興の為、中小企業等経営強化法第４９条第１項の規定に基づき導入促進基本計画を策定し下記の目標を実現することを目指す。

（２）目標

　　本導入促進基本計画により、町内の中小企業者へ先端設備等の導入を促すことで、町内各企業における労働生産性の向上を推進するとともに、雇用の拡大にも繋げ、さらに本町の経済発展に資することを目指すものである。

　　これらを実現するために、本計画期間中の目標として約１０件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

（３）労働生産性に関する目標

　　先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3％以上向上することを目標とする。

２　先端設備等の種類

　　本町の産業は、卸売・小売業が全体の28.6％、次いで医療・福祉が20.0％、製造業が13.5％と上位を占めているが、その他多種多様な業種がそれぞれ、本町の経済、雇用を支えていることから、産業分類全体において広く事業者の生産性の向上を実現する必要がある。

　　したがって、多種多様な産業において設備投資を支援することが必要であることから、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第７条1項に定める指定設備等全てとする。

但し、太陽光発電設備は雇用の創出及び生産の安定に資する等の観点から、自己の工場や事務所等建築物の屋上に設置するもので、全量売電を目的とせずその発電電力を直接生産性の向上に供するものに限り対象とする。

３　先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

　（１）対象地域

三郷町の産業は、駅周辺、市街地エリア、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、三郷町全域とする。

（２）対象業種・事業

　業種については、卸売・小売業が全体の28.6％、次いで医療・福祉が20.0％、製造業が13.5％と上位を占めているが、その他多種多様な業種がそれぞれ、本町の経済、雇用を支えていることから、全ての事業者の生産性向上を目指す必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

　また、生産性向上に向けた事業者の取組みは、新商品の開発、自動化の推進、ICTやIOTの導入による業務の効率化、省エネの推進など、産業や業種によって多様化が求められる。したがって、本計画においては労働生産性が年率3％以上に資すると見込まれる事業全てとする。

４　計画期間

（１）導入促進計画の計画期間

　　　　令和７年４月１日から令和９年３月３１日までとする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は、３年間、４年間又は５年間とする。

５　先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

（１）人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

（２）公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについ

ては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

（３）リースを事業目的とするのではなく、事業活動に対して導入した先端設備等を有効に活用した計画となるように配慮すること。

　６　その他

　　　以下に該当する事業者は、認定の対象としないものとする。

1. 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更正の手続き中の事業者。
2. 公租公課を滞納している事業者